

臨時休業の判断基準

- 1 この判断基準の適用期間は、愛知県緊急事態措置等の状況下で保健所の業務が逼迫している期間とする。
- 2 学校関係者の「濃厚接触者の候補者リスト」作成に時間を要するときは、調査のために必要な期間、学校の全部または一部を臨時休業とする。
- 3 その上で、「校内で感染が広がっている可能性が高い場合」は、下記の基準により、学校の全部または一部を臨時休業とする。

記

【一部臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝を含めた5～7日程度を目安）

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 感染者が複数判明した場合★
 - ② 感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数いる場合
 - ④ その他、設置者で必要と判断した場合
（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

【一部臨時休業（学年閉鎖）】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

★感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く。